開発事業等に係る紛争の調整に関する手続（あっせん・調停）

近隣住民等 （=近隣住民・周辺住民）	事業者等 （=事業者・工事施行者・工事施工者）	柏　市	手続のポイント

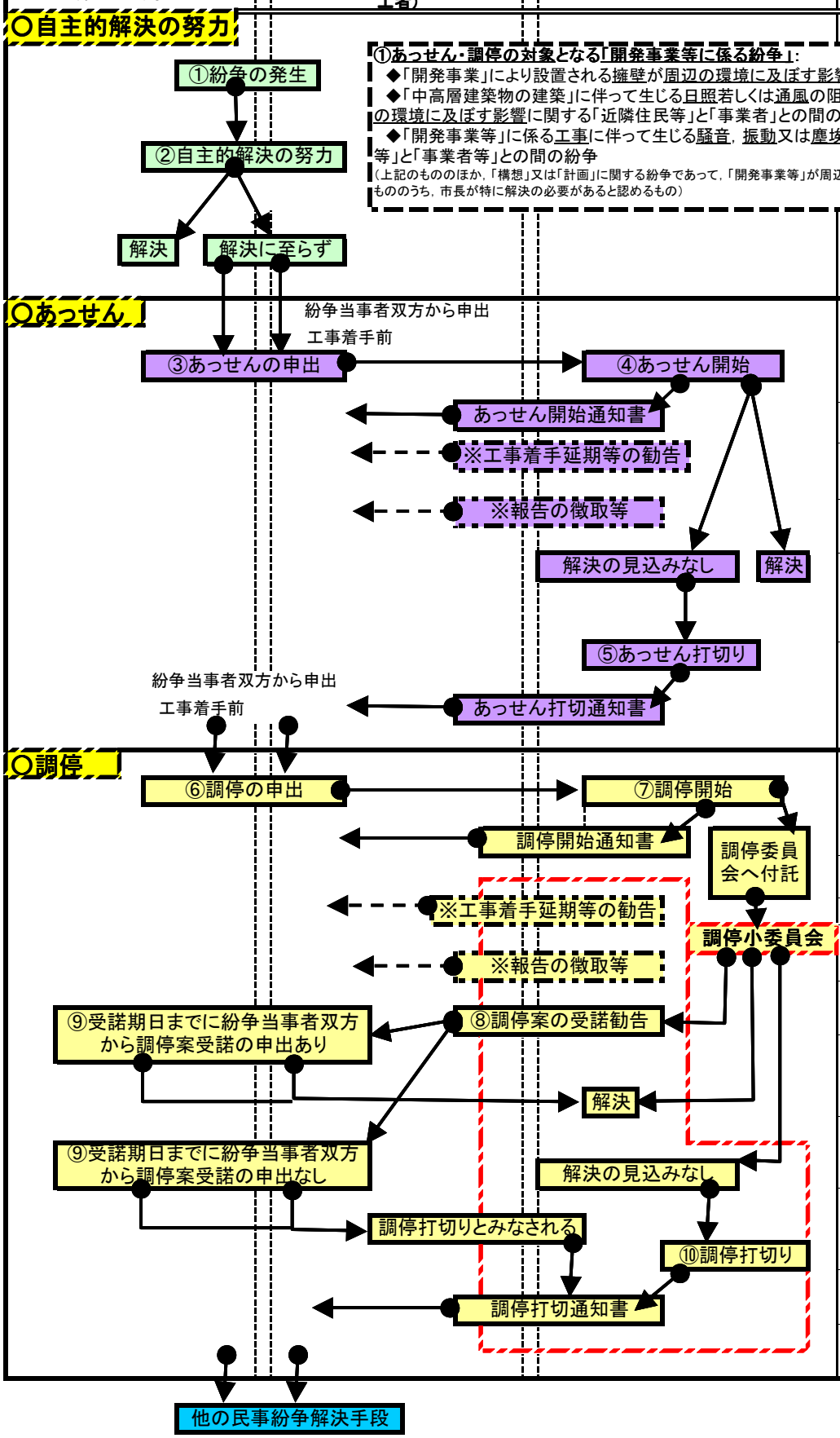

手続のポイント

② 近隣住民等と事業者等は，「開発事業等に係る紛争」が生じたときは，相互の立場を尊重し，互譲の精神をもって，**自主的に解決**するよう努めなければなりません。

③ 紛争当事者の自主的な努力によっても解決に至らない場合，紛争当事者の**双方から**あっせんの**申出**があったときは，市長は，あっせんを行います。あっせんの申出は，開発事業等の**工事の着手前**に行わなければなりません。

④ 市長は，紛争当事者に対し「あっせん開始通知書」によりあっせんを行うことを通知します

※ 市長は，あっせんを行うため必要があると認めるときは，事業者等に対し，開発事業等の工事の着手の延期又は工事の停止を勧告することができます。

※ 市長は，あっせんを行うため必要があると認めるときは，紛争当事者に対し，紛争の状況に関する報告若しくは資料の提出を求め，又は職員に質問をさせることができます。

※ 市長は，あっせんを行うときは，紛争当事者双方の主張の要点を確かめ，あっせんに係る紛争が公正に解決されるよう努めます。
あっせんの手続は，公開しません。

⑤ 市長は，あっせんによっては紛争の**解決の見込みがない**と認めるときは，**あっせんを打ち切る**ことができます。
市長は，あっせんを打ち切ったときは，紛争当事者に対し「あっせん打切通知書」により，その旨を通知します。

⑥ **あっせんの打切り後**，紛争当事者の**双方から**，調停の**申出**があった場合において，**必要があると認めるとき**は，市長は，調停を行います。調停の申出は，開発事業等の**工事の着手前**に行わなければなりません。

⑦ 市長は，紛争当事者に対し「調停開始通知書」により調停を行うことを通知します。

※ 調停は調停委員会(調停小委員会)が行います。

※ 調停小委員会は，調停を行うため必要があると認めるときは，事業者等に対し，期間を定めて，開発事業等の工事の着手の延期又は工事の停止を勧告することができます。

※ 調停小委員会は，調停を行うため必要があると認めるときは，紛争当事者に対し，その出頭を求めて意見若しくは説明を聴き，又は資料の提出を求めることができます。

⑧ 調停小委員会は，必要があると認めるときは，**調停案**を作成し，紛争当事者に対し，期限を定めて，その**受諾を勧告**することができます。

⑨ 受諾期限までに紛争当事者の双方から調停案を**受諾する旨の申出がない**ときは，**調停は打ち切られたものとみなされ**ます。

⑩ 調停小委員会は，調停によっては紛争の**解決の見込みがない**と認めるときは，**調停を打ち切る**ことができます。

※ 調停小委員会は，調停を打ち切ったとき又は調停が打ち切られたものとみなされたときは，紛争当事者に対し，その旨を通知します。

※ 調停の手続は，公開しません。